

事業所レジストリ・従事者レジストリ間の
データ連携手法と必要機能設計に関する調査研究
機能要件報告書

2026年6月3日

一般財団法人 GovTech 東京

目次

1. 機能への要件の前提.....	1
1.1 現状分析から導かれた前提.....	1
1.2 基本方針.....	1
1.3 対象範囲.....	1
1.4 用語定義.....	2
2. 全体アーキテクチャ.....	3
2.1 事業者／事業所／従事者の階層構造.....	3
2.2 正本、メタ・カタログ、クロスウォーク、連携基盤の関係.....	3
2.3 To-Be 全体像.....	3
3. 事業所レジストリ要件.....	5
3.1 管理対象.....	5
3.2 必須メタ項目.....	5
3.3 ID とクロスウォーク (CW).....	5
3.4 更新・履歴.....	6
3.5 参照・検索機能.....	6
4. 従事者レジストリ要件.....	7
4.1 管理対象.....	7
4.2 必須メタ項目.....	7
4.3 資格・所属・配置・役割・履歴.....	7
4.4 DIW との連携による従事者レジストリの運用方法.....	8
4.4.1 基本的考え方.....	8
4.4.2 三者の役割と関係.....	8

4.4.3	選択開示と権限移譲.....	9
4.4.4	従事者レジストリの運用フロー.....	9
4.4.5	メタ・カタログ／クロスウォークとの関係	10
4.4.6	段階的導入の考え方.....	10
4.5	ID とクロスウォーク	10
4.6	確認・照会機能.....	10
5.	メタ・カタログ要件.....	12
5.1	メタ・カタログ整備の基本的考え方	12
5.2	MC-01 制度メタ	12
5.3	MC-02 データセットメタ.....	13
5.4	MC-03 項目メタ	13
5.5	MC-04 識別メタ	13
5.6	MC-05 更新責任メタ	13
5.7	MC-06 履歴メタ	14
5.8	MC-07 利用制約メタ	14
6.	クロスウォーク要件.....	15
6.1	クロスウォーク整備の基本的考え方	15
6.2	CW-01 ID クロスウォーク	15
6.3	CW-02 項目クロスウォーク	16
6.4	CW-03 状態クロスウォーク	16
6.5	CW-04 イベントクロスウォーク	16
6.6	代表者変更時の 5 ステップ連動例.....	16
6.7	名寄せルール	17
6.8	信頼度評価	17
7.	機能への要件.....	18

7.1 機能要件の基本的考え方	18
7.2 検索.....	18
7.3 参照.....	18
7.4 履歴確認	18
7.5 更新通知	18
7.6 証憑確認	19
7.7 監査ログ	19
7.8 API.....	19
7.9 インセンティブ設計要件	19
8. 運用・ガバナンス要件.....	21
8.1 権限.....	21
8.2 監査.....	21
8.3 正本更新責任	22
8.4 公開範囲	22
8.5 都の役割	23
9. 本報告書のまとめ.....	24
参考文献.....	25

エグゼクティブ・サマリー

本報告書は、「事業所レジストリ・従事者レジストリ間のデータ連携手法と必要機能設計に関わる調査研究 現状分析報告書」（以下、現状分析報告書）で把握された制度・台帳・申請実務上の課題を踏まえ、次世代の事業所レジストリ・従事者レジストリの実現に向けた基本構想、機能への要件、運用・ガバナンス要件を整理するものです。

現状分析報告書に記載された実態調査のとおり、事業所申請の種類が多岐に渡り、また複数の市区町村に窓口は分散していることに起因する課題が多数ある一方、さらに現時点も継続的に新たな申請への対応・記録が継続して進行中です。このような状況を踏まえ、事業所レジストリ・従事者レジストリ化によるデータ構造化の整備を図る場合には、申請窓口の現状業務や運用に影響を与えることなく、仮想アーキテクチャに基づくレジストリ化（以下、仮想レジストリ）の手法を用いることが望ましいと考えられます。

事業所および従事者に関する情報について、仮想レジストリ化により、申請受付で提出された書類の一貫性や整合の一貫性に加え、事業所申請と同時に行われることが多い建築確認申請との関係や、過去の申請時の結果、基準や制度の変更などとの関係にも対応可能な構造化を図ることが、本機能要件検討の最終目標となります。

この目標に向けて求められる仮想レジストリは、事業所に関わるデータ本体を統合 DB として構成されるものではありません。あくまで既存制度台帳を正本として維持したまま、その意味・所在・正本性・責任・履歴・制約を明示するメタ¹・カタログと、制度間差異を橋渡しするクロスウォークを整備し、仮想的なレジストリとして横断検索・参照・検証を可能にすることを目指します。

特に事業所については、児童福祉法・子ども子育て支援法上の施設、建築基準法上の建築物、食品衛生法上の営業施設、労働保険・社会保険上の適用事業所など、制度ごとに対象単位が異なります。例えば、住所や建物を共有していても、制度上の管理単位は一致しない場合があるため、単一の事業所概念や単一 ID を前提にした設計とすると、現状の行政実務に合致しない点が生じます。他方、従事者についても、資格名簿だけでは「現在どこで、どの役割で、どの程度従事しているか」を把握できないことから、本人、資格、所属、配置・就業、役割・権限を関係として扱う必要があります。

これらを踏まえ、本報告書では、
第一に「制度台帳の本体と制度内 ID は原則として変更せず、既存制度運用への影響を抑えること」
第二に「メタ・カタログにより制度、データセット、項目、識別、履歴等のメタ情報を管理すること」
第三に「クロスウォークにより制度間の ID、項目、状態、変更イベントの対応関係を管理すること」
第四に「検索、参照、API 基盤により制度横断の照会、検証、更新通知を実現すること」
第五に「認証、認可、同意/委任、監査、失効/取消を含むガバナンス基盤を整備すること」
を、仮想レジストリ機能への要件として整理します。

これらの実現を図る場合には、申請窓口業務から見て改善効果が明らかな部分や、少額の投資にて実現可能な部分、また民間の力を利活用が期待される部分（ビジネス化が可能な部分）等の点を踏まえ、段階的な導入アプローチにて進めることが望ましいと考えられます。

¹ メタ：「高次の」という意味を持ち、「メタ・データ」と呼称した場合、データそのものではなく、データの「属性」や「関連情報」を意味します。例えば写真の撮影データのメタ・データの場合、画像ファイルそのものではなく、撮影日時、カメラの機種、位置情報を指します。

1. 機能への要件の前提

1.1 現状分析から導かれた前提

事業所および従事者に関する情報は、制度ごとの窓口、手続、様式、台帳に分散して生成・蓄積されています。これらの情報には、紙や PDF を前提とした証憑や、制度単位では統合的に管理されているが制度横断では意味解釈が困難な項目が多く含まれており、それらを一括して読み替え、単一の統合 DB として再構成することは現実的ではありません。したがって、本構想では、データ本体は既存制度台帳に残し、広域自治体は制度横断での発見・参照・認可・整合を支える共通基盤の提供を図るという前提を置きます。

現状分析報告書では、事業所および従事者に関する情報についての課題の本質が「データが存在しないこと」ではなく、「制度横断で同一主体を対応付ける仕組みがないこと」「どれが正本で誰が更新責任を負うかが明示されていないこと」「制度ごとに項目定義・粒度・基準・履歴管理・利用制約が異なること」にあることが示されています。

従い本構想の中心は、データ本体を集約することではなく仮想レジストリ化を図り、制度台帳の意味・所在・正本性・責任・履歴・制約を記述するメタ・カタログと、制度間の ID・項目・状態・イベント差異を橋渡しするクロスワークを整備することに置きます。

尚、事業所は制度によって施設単位、建物単位、許認可単位、適用事業所単位など異なる識別のされ方をしており、従事者についても資格番号、被保険者番号、施設内従事者番号等が分散しています。このため、既存 ID を統一することは前提とせず、法人番号、住所 ID、建物 ID 候補、制度内 ID、資格番号等を組み合わせて同一性を判断する複合参照モデルを採用することが、制度横断性と実務整合性の双方を満たすうえで適切と考えられます。

1.2 基本方針

本構想の基本方針は、第一に、巨大な統合 DB を作らないことです。既存制度台帳を正本として維持し、その上位にメタ・カタログ (Meta-Catalogue、以下 MC) とクロスワーク (Crosswalk、以下 CW) の仕組みを被せることで、仮想的なレジストリを構成します。これは、制度単位では現行の台帳・様式・証憑が一定の整合性をもって運用されている一方、横断利用のために不足しているのが、データ本体そのものではなく、その意味、所在、正本性、更新責任、履歴、利用制約および制度間対応関係であるためです。

第二に、単一の統合 ID を前提としません。制度ごとの番号体系を維持しつつ、必要な場面で複合キーと名寄せルールによって横断連携を実現します。

第三に、時系列と変更履歴を重視します。変更日、変更理由、対象項目、変更前後値、有効期間、適用基準版を最小セットとして保持し、制度横断で履歴追跡を可能にします。

第四に、検索・参照・通知・検証を API 中心で相互運用可能な構造として整備し、機械可読なスキーマ、辞書、イベント仕様、データ契約をあわせて定義します。

第五に、個人情報、企業秘密、内部評価情報、建築図書等の制限情報を扱う前提から、最小権限、目的限定利用、監査可能性、同意/委任、失効/取消を含む強固な認証・認可の仕組みとします。

1.3 対象範囲

本報告書で扱う対象は、事業者、事業所、従事者の三層です。事業者は法人単位の主体であり、事業所はその活動拠点として制度上の管理単位となります。さらに事業所については、住所 (場所)、施設・建物、制度上の事業所という複数の観点から把握する必要があります。従事者は、事業所に配置され、一定の役割を持つ主体として捉えられますが、事業所に従属する存在としてではなく、就業・配置リンクによって結びつく独立した主体として扱います。これは、現状分析で、事業所・建物・従事者が制度横断で複雑に関係しており、単純な親子関係だけでは実態を表現できないためです。

対象業務としては、登録、検索、照合、更新、削除、履歴管理、資格確認、証憑確認、公開・非公開制御、API連携等を含みます。特に本構想の対象は、単に「台帳を作る」ことではなく、申請・審査・認可・報告・変更届・資格確認・公開情報提供といった一連の行政業務において、制度横断で情報を発見・参照・照合・検証できるようにすることです。そのため、対象範囲はデータ構造にとどまらず、更新責任、公開制御、監査、外部連携までを含みます。

1.4 用語定義

本書で用いる主要用語定義を以下に示します。本文中の初出箇所では正式名称と略語を併記します。

No	用語	略称	定義
1	メタ・カタログ	MC	各制度台帳に分散して存在するデータについて、その意味・所在・正本性・更新責任・履歴・利用制約を、機械可読かつ人間可読な形で統一管理する意味管理基盤。
2	MC-01 制度メタ	MC-01	制度名、所管機関、根拠法令、制度目的を管理するカテゴリです。
3	MC-02 データセットメタ	MC-02	台帳名、正本／副本区分、更新頻度、管理主体、提供形式を管理するカテゴリです。
4	MC-03 項目メタ	MC-03	項目名、定義、コード体系、単位、粒度、算定規則を管理するカテゴリです。
5	MC-04 識別メタ	MC-04	制度内 ID、外部基盤 ID、参照キー、名寄せ候補キーを管理するカテゴリです。
6	MC-05 更新責任メタ	MC-05	起票主体、正本更新主体、確認主体、通知先を管理するカテゴリです。
7	MC-06 履歴メタ	MC-06	有効期間、変更イベント、変更前後値、変更理由を管理するカテゴリです。
8	MC-07 利用制約メタ	MC-07	公開区分、利用目的制限、監査要件、同意／委任要否を管理するカテゴリです。
9	クロスウォーク	CW	異なる制度間でデータを相互に参照・連携するための翻訳装置であり、各制度が独自に定める ID・項目名・状態区分・変更イベントの間に対応関係を定義する仕組み。
10	CW-01 ID クロスウォーク	CW-01	制度内 ID と外部基盤 ID 等の対応関係を管理します。
11	CW-02 項目クロスウォーク	CW-02	項目定義の対応・変換を管理します。
12	CW-03 状態クロスウォーク	CW-03	制度ごとの審査・許認可状態の対応を管理します。
13	CW-04 イベントクロスウォーク	CW-04	変更イベントの連鎖・通知を管理します。
14	デジタル・アイデンティティ・ウォレット	DIW	個人が自身のアイデンティティ情報を検証可能な資格情報として保持し、必要に応じて選択開示できるデジタルウォレット。
15	Verifiable Credential	VC	電子署名付きで発行される検証可能な資格情報。
16	L1～L4 仮想レジストリアーキテクチャ 4 層		L1= 正本レイヤー、L2= 意味レイヤー (MC+CW)、L3= 検索・参照・API 基盤レイヤー、L4= 利用レイヤー。
17	Decentralized Identifiers (分散型識別子)	DID	ブロックチェーンなどの分散型ネットワーク上で生成・管理される、個人や組織を一意に特定するための識別子。中央のデータベースや ID プロバイダー (Google 等) に依存せず、誰でも自分自身で生成可能な特徴を有します。
18	インセンティブ設計要件 (Functional Requirement – Incentive)	FR-INC	インセンティブ設計要件 “Functional Requirement – Incentive” を、FR-INC と略語で表記します

2. 全体アーキテクチャ

2.1 事業者／事業所／従事者の階層構造

全体アーキテクチャにおいて、事業者は事業所の上位主体であり、法人番号制度や商業・法人登記に紐づく識別を起点とします。事業所は、事業者に従属する活動拠点であり行政手続や許認可の対象単位です。事業所の把握には、所在地、建物、制度上の事業所等の複数の層がある点に注意が必要です。従事者は、事業所に配置される者であり、常勤、非常勤、派遣、委託等を含みます。重要な点は、従事者を事業所の下位層として固定せず、就業・配置リンクにより有期で連結させる点です。これにより異動履歴や複数施設への配置の把握が可能になります。これは、施設と建物、従事者と資格・配置が制度横断で分散管理されている現状から、その変動性を表現できる構造が必要であることに基づきます。

2.2 正本、メタ・カタログ、クロスウォーク、連携基盤の関係

正本は、引き続き既存各制度台帳とし現状のままとします。広域自治体が新たに保有・管理する中心機能は、正本データそのものではなく、正本の所在、所管、法令根拠、制度目的、更新頻度、参照キー、品質、履歴、公開範囲、利用制約等を管理する MC とします。MC は、人間可読かつ機械可読な形でデータの意味と参照方法を管理するメタデータ層であり、どの情報をどこから取得し、どの制度文脈で解釈し、誰の責任の下で利用すべきかを明確にする“意味の地図”として機能します。

CW は、制度ごとに異なる ID 体系、項目定義、コード体系、状態表現、算定基準、変更イベントの差異を橋渡しするための知識基盤です。具体的には、ID の相互参照仕様、項目辞書、語彙表、コード表、状態対応、イベント対応、変換ルール、信頼度評価、名寄せルール等を含み、他制度のデータ本体にアクセスする際に必要な“つなぎ方”を提供します。現状分析で明らかになった、保育所認可と建築確認の間の面積算定基準差、用途区分差、従事者情報における氏名表記ゆらぎや資格番号の制度差等に対応するうえで、クロスウォークは不可欠な存在です。

連携基盤は、この MC と CW の上に構築される検索・参照・通知・検証の API 群であり、制度横断での発見・照合・履歴確認・証憑確認・監査ログ取得を可能にします。

広域自治体は、正本データの集中保有者というよりも、参加主体が信頼して接続できる共通ルール、認可基盤、監査基盤、参照契約、API ポリシーを提供する主体として位置づけられます。

2.3 To-Be 全体像

To-Be アーキテクチャ（図 1 参照）では、事業所・従事者に関する正本データは各制度台帳に分散したまま維持されます。その上位に、MC と CW からなる L2 意味レイヤーを整備し、さらにその上に L3 検索・参照・API 基盤レイヤーを配置します。L4 利用レイヤーでは、申請者、審査担当者、自治体各局、区市町村、外部アプリケーションは、必要な範囲で共通ルールに基づいて情報を発見・参照・検証できるようになります。



図 1 全体アーキテクチャ

全体アーキテクチャを仮想レジストリの構成要素を含めて整理して表1に示します。

表1 仮想レジストリアーキテクチャの4レイヤー構造

レイヤー	レイヤー名称	構成要素	主な役割
L4	利用レイヤー	申請者／審査者／分析者 ／外部アプリ	業務利用、申請、審査、可視化、分析
L3	検索・参照・API 基盤レイヤー	横断検索／照会／通知／ 検証 API	制度横断での探索、参照、通知、検証
L2	意味レイヤー	メタ・カタログ (MC) + クロスウォーク (CW)	意味管理、翻訳、説明可能性、トレー サビリティ
L1	正本レイヤー	既存制度台帳 (許認可・資 格・労務・建築・施設等)	制度上の正本データの保持・更新

L2 意味レイヤーでは、検索結果に対して制度メタ、正本性、更新時点、利用制約、信頼度評価等を付与し、何の制度文脈の情報であるかを解釈可能にします。L1 正本レイヤーから必要に応じて原所管の台帳、API、画面、原票、証憑を参照し、根拠の確認を可能にします。

MC は、DCAT²系メタデータの発想を行政データの制度横断連携に拡張して用いることを想定します。留意すべき点は単なるデータセット発見のための説明記述にとどまらず、制度台帳・項目・正本性・更新責任・履歴・利用制約までを管理する意味管理基盤とする必要がある点です。これにより、制度差を無理に消去することなく、制度差を明示した上で横断検索・参照・説明可能性を向上させることが可能となります。デジタル庁のメタデータ設計・活用ガイドや地域サービス・データモデル・ガイドブックでも、DCAT-GOJ³を用いたメタデータ標準化と、カタログ情報・データサービス情報・配布情報のレイヤー構造が推奨されており、今後の基本前提・方針として適切であると考えられます。

この構造により、制度ごとの差異を無理に統一することなく、制度横断での検索・参照・履歴追跡・更新通知・証憑確認を段階的に実現することが可能です。将来的には、BIM⁴/IFC⁵参照、資格台帳 API 連携、本人保持型 (DIW⁶) 資格提示、国のベース・レジストリ政策との整合にも拡張可能であることを考慮した疎結合アーキテクチャとしています。

² DCAT: Data Catalog Vocabulary。W3C が標準化した、Web 上でデータカタログを記述・交換するための RDF 語彙 (スキーマ)。

³ DCAT-GOJ: DCAT-AP for Government of Japan。W3C が策定した国際的データカタログ標準仕様「DCAT」を、デジタル庁が国内向けに拡張・定義したメタデータ仕様

⁴ BIM: Building Information Modeling。コンピューター上に3次元の建物モデルを作成し、形状情報だけでなく、部材の仕様・性能・材料・コスト等の属性情報を付加し統合管理する手法

⁵ IFC: Industry Foundation Classes: 異なる BIM ソフトウェア間でデータを共有する国際ファイルフォーマット規格 (ISO 16739)

⁶ DIW: Digital Identity Wallet (デジタル・アイデンティティ・ウォレット)。個人・法人が自身の「身元、資格、属性等」の情報を、自ら保存・管理し提示できる仕組み及びアプリ (ウォレット)。

3. 事業所レジストリ要件

3.1 管理対象

法人が活動をする拠点情報を示す事業所レジストリは、制度上の事業所を中心としつつ、住所、建物、施設・拠点、制度レコード(制度固有の各種記録情報)との関係を含めて構造化された事業所情報を管理対象とします。「事業所」は所在地、建物、施設・拠点、制度レコードという複数のレイヤーに分けて把握する必要があります。これは、制度ごとに事業所の切り出し方が異なり、同一住所内の複数施設、同一建物内の複数制度単位、同一施設に対する複数許認可の併存があるためです。

したがって、事業所レジストリは、単一の事業所番号のみで対象を表現するのではなく、法人番号、住所 ID、建物 ID 候補、制度内事業所 ID、許認可 ID 等の複数参照キーを保持し、必要に応じて相互に対応付けられる構造を採るものとします。これにより、保育施設と建築確認の対応、建物と施設の関係、施設と制度レコードの関係を、制度差を保ったまま横断的に参照可能とします。

3.2 必須メタ項目

事業所レジストリにおいては、事業所そのものの属性に加え、関連する所在地、建物、制度情報をレイヤー別に参照可能とするメタ項目を整備する必要があります。所在地レイヤーでは、アドレス・ベース・レジストリ(以下、ABR)住所コード、正規化住所、地番/住居表示、座標等を保持します。建物レイヤーでは、建物 ID、建築確認番号、用途、構造、延床面積、消防同意番号等を管理します。施設・拠点レイヤーでは、事業所名称、施設種別、管理者、定員、開設日、廃止日等を保持します。制度レコードレイヤーでは、許認可 ID、制度名、申請種別、状態、審査機関、受付日、決裁日等を保持します。

表 2 事業所レジストリの必須メタ項目

レイヤー	必須メタ項目 (例)
所在地	ABR 住所コード、正規化住所、地番/住居表示、座標
建物	建物 ID、建築確認番号、用途、構造、延床面積、消防同意番号
施設・拠点	事業所名称、施設種別、管理者、定員、開設日、廃止日
制度レコード	許認可 ID、制度名、申請種別、状態、審査機関、受付日、決裁日

また、値そのものだけでなく、文書種別、版、発行主体、発行日、有効期限、原本ハッシュ、電子署名等の証憑メタデータ、ならびに更新者、更新日時、有効期間、鮮度指標等の品質・更新メタデータも併せて保持する必要があります。これは、建築分野と保育分野の双方において、同一対象に関する数値や状態であっても、どの法令・どの基準版に基づく値かが明示されなければ横断利用できず、また証憑が紙・PDF 依存であるためです。

3.3 ID とクロスワーク (CW)

事業所 ID については、既存システムで付番されている番号体系を原則として踏襲する必要があります。ただし、その番号は制度ごとに異なるため、異なる事業種別間で同一事業所を直接判断することはできません。したがって、事業所横断の連携においては、法人番号、事業種別、住所 ID、建物 ID 等を複合的に用いて対応関係をとる必要があります。保育園と建築確認申請との対応のように、単純な事業所番号だけでは連携できな

⁷ アドレス・ベース・レジストリ (ABR)：デジタル庁が整備・公開する「住所・所在地」に関する標準的なマスターデータ。日本全国の町字や地番情報を統一した形式で収録しており、表記揺れを解消して官民で正確な住所情報を共有・利用するためのデジタル基盤

いケースが存在するため、位置情報、地番、不動産 ID 等を用いたマッピングが重要な要件となります。

また、現状分析報告書では、様式ごとに項目表記・粒度が異なることや、法令文言がそのまま項目名として用いられていることにより、項目の自動的な対応付けは容易でないことが示されています。このため、CW-01 は単なる番号対応表では足りず、どの制度でどの識別子が何を指すのか、その意味と関係を MC と一体で示す必要があります。事業所レジストリにおける CW は、ID の一致だけではなく、どのエンティティ同士が、どの根拠に基づいて、どの程度の確からしきで結びついているかを保持することが求められます。

以上に示した特徴を踏まえ、事業所の同一性判定は、単一の共通キーで機械的に行うことを前提とせず、制度内事業所 ID、法人番号、住所基盤 ID、建物 ID、施設名称、用途等の候補キー群を組み合わせ、名寄せルールと信頼度評価に基づいて判定するものとします。これにより、制度ごとに異なる管理単位を無理に統合することなく、制度横断での相互参照性を確保します。

3.4 更新・履歴

事業所情報の更新責任については、基本的に事業所を運営する法人の管理部門が主たる更新責任主体となり、所轄行政庁や自治体が必要に応じて補助的に更新を行います。更新責任を明確化するため、MC には責任主体、承認フロー、更新通知先、最終更新日時、有効期間等を記述する必要があります。

また、変更届等で発生する変更については、変更日、変更理由、対象項目、変更前後値をイベントとして保持し、施設単位で時系列に一体化した履歴を参照できるようにすることが必要です。現状では、変更前後の情報は様式上では確認可能ですが、更新履歴が施設単位で時系列に統合されているわけではないため、特定施設の履歴を制度横断で把握するには複数の記録を個別に参照する必要があります。このため、事業所レジストリでは、更新情報を単なる上書きではなく、イベントとして保持し、根拠文書や適用基準版まで含めて履歴化することが要件となります。

3.5 参照・検索機能

事業所レジストリは、法人番号、所在地、建物 ID、許認可番号、事業所名、事業種別等の複数軸で検索する必要があります。また、制度横断参照 API を通じて、関連台帳の所在やアクセス方法を返し、必要に応じて正本への参照や証憑の確認が可能でなければなりません。さらに、変更履歴や適用基準版を踏まえた時点照会、公開ビューと業務ビューの切り分け、項目ごとのマスキングも重要な機能への要件となります。

この要件は、「区市町村ごとに台帳形式が異なる」「建築計画概要書のように一部は閲覧可能だが、本体図書は公開できない」「施設情報は制度ごとに様式単位で分散している」といった制約に対応するものです。検索機能は、単に名称で見つける機能ではなく、どの制度にどの情報があり、どの範囲まで参照可能かを案内する発見機能である必要があります。また、参照機能は、公開可能情報・行政限定情報・本人限定情報・内部情報を切り分けた上で、利用者属性と目的に応じて返却内容を制御できることが前提となります。

4. 従事者レジストリ要件

4.1 管理対象

従事者レジストリは業務に従事する人（及び有資格者）を一意に識別して管理する台帳です。

管理対象は、事業所に配置される個人であり、常勤、非常勤、派遣、委託等を含みます。ただし、従事者を単なる資格保有者名簿や施設付属情報として扱うのではなく、本人、資格、所属、配置・就業、役割・権限を「関係」として把握する必要があります。それは、従事者データが、事業所データと比較して、より動的・個人依存的な性質を有するためです。

特徴として第一に、氏名、住所、連絡先、所属等の個人属性は変更され得る情報です。第二に、異動、転職、兼務、休職、退職等により職歴情報が継続的に変化します。第三に、資格・免許については、有効期限、更新、取消、失効、再登録等のイベント管理が必要となる場合があります。現状分析報告書でも、従事者情報については制度ごとに断片的な様式に記録されることが多く、同一人物の継続的な追跡や重複配置確認が困難であることが示されています。

したがって、従事者レジストリは、本人基本情報、資格・免許情報、所属情報、配置・就業情報、役割・権限情報を独立したエンティティとして管理し、それらを有効期間付きのリンクで接続する構造とする必要があります。これにより、異動、兼務、旧姓変更、資格更新、資格失効、委任関係の変更等を横断的に把握できるようにします。

4.2 必須メタ項目

従事者レジストリでは、以下5レイヤーのメタ項目が想定されます。

本人レイヤーでは、氏名、別名/旧姓、生年月日、外部識別子等を保持します。資格レイヤーでは、資格種別、資格番号、発行機関、有効期間、照会トークン等を保持します。所属レイヤーでは、所属事業者、所属事業所、雇用区分等を保持します。配置・就業レイヤーでは、職種、専任/兼務、フルタイム換算（FTE）、開始日、終了日等を保持します。役割・権限レイヤーでは、管理者フラグ、申請権限、承認権限、委任情報等を保持します。

表3 従事者レジストリの必須メタ項目

レイヤー	必須メタ項目（例）
本人	氏名、別名/旧姓、生年月日、外部識別子
資格	資格種別、資格番号、発行機関、有効期間、照会トークン
所属	所属事業者、所属事業所、雇用区分
配置・就業	職種、専任/兼務、FTE、開始日、終了日
役割・権限	管理者フラグ、申請権限、承認権限、委任情報

また、氏名の表記ゆらぎ、カナ、別名、旧姓、生年月日、資格番号等は同一人物判定の補助キーとして扱い、配置履歴、職種コード、雇用形態、兼務フラグ等は施設・制度を跨いだ照合のためのメタデータとして保持します。さらに、資格証写しや照会結果を含む非構造データについては、OCR抽出項目、検証結果、有効期限、照会日時等をメタデータとして保持し、再利用可能性を高めることが望ましいと考えられます。

4.3 資格・所属・配置・役割・履歴

従事者に関する実務上の重要情報は、資格、所属、配置、役割、履歴です。

資格については、外部台帳とのAPI連携により資格番号の検証、失効日の確認、原本照合結果の保持を可能とすることが求められます。所属・配置については、配置イベントの開始日・終了日を時系列で保持し、複数

施設への重複配置や兼務の整合性を確認できるようにする必要があります。また、従事者が異動した場合にも職歴をたどれるよう、就業・配置リンクを有効期間付きのエンティティとして管理することが重要です。これは、「従事者の異動に関する追跡が困難」「資格情報などの管理が困難」と整理された課題に対応するものです。

また、資格・免許確認についても、現状では運転免許証やパスポート等のカードや手帳にて発給される資格証の写しや証明書として発給される紙・PDF 証憑への依存が大きく、システム上での再利用や自動確認が難しいのが実状です。日本版 DBS⁸のように、結果可否だけを返す最小化された照会モデルが導入される領域もあるため、今後は「資格や適格性に関する全データを広域自治体が保持する」のではなく、外部台帳への照会トークン、有効期限、検証日時、結果可否等を管理する形が現実的です。したがって、従事者レジストリでは、資格の原本情報そのものよりも、照会可能性、真正性、更新時点、失効確認結果を保持する構造が重要となります。

4.4 DIW との連携による従事者レジストリの運用方法

4.4.1 基本的考え方

従事者レジストリに格納される情報は、その大部分が個人情報に該当し、氏名、資格、学歴、職歴、配置情報、役割・権限等を含みます。これらの情報は、現行では制度ごとの台帳に分散して管理されており、同一人物の継続的な追跡、重複配置の検出、資格有効性の即時確認が困難な状況にあります。また、学歴・職歴・配置情報等、従事者に関するその情報要素の多くは、頻度高く更新・変化し続ける動的な情報という特徴を有しています。

こうした課題に対し、従事者レジストリは、将来的に DIW と連携した運用へ移行することが望まれます。DIW は、従事者本人が自身のアイデンティティ情報を Verifiable Credential (VC：検証可能な資格情報) として電子署名付きで保持し、業務上必要な場面で選択的に提示・開示できるデジタル・ウォレットとして、W3C Verifiable Credentials⁹標準に基づき、Issuer (発行者)・Holder (保有者)・Verifier (検証者) の三者モデルで運用されるものとします。

本節では、DIW との連携を前提とした従事者レジストリの運用方法を定義します。ただし、DIW は実運用に向けた基礎仕様検討の段階にあることを踏まえ、DIW 基盤の全面導入を初期段階の必須要件とするのではなく、初期段階では、資格情報を管理している既存システムとデータを照会・する仕組みを導入し、照会トークン (本人確認用の"合言葉"的なコード) を用いて、必要な情報を安全に参照できるようにします。その上で、将来的には資格情報を本人のスマートフォン上のデジタル証明書アプリ (デジタル ID ウォレット) で直接管理・提示できる方式へ、無理なく段階的に切り替えられるよう、各システム同士をゆるやかにつなぐ設計としています。

4.4.2 三者の役割と関係

DIW 連携における三者の役割は以下のとおりです。各主体の役割は固定ではなく、文脈に応じて複数の役割を兼ねる点に注意が必要です。

⁸ DBS : Disclosure and Barring Service (前歴開示・前歴者就業制限機構)。性犯罪歴のある人が子どもに関わる仕事に就くことのないようにして、子どもを性犯罪から守るための仕組みを運営するために設立されたイギリスの政府系機関の略称。日本でも同様な制度として「こども性暴力防止法」が制定され、2026年12月より運用開始予定。

⁹ W3C Verifiable Credentials: HTML や CSS 等の Web 技術標準化を推進する国際非営利団体である W3C(World Wide Web Consortium)が制定した、デジタル上の身分証や資格 (運転免許証、卒業証明書など) を、改ざん不可能かつ第三者が即座に検証可能なデータ形式で発行・保有・提示する方法を規定した標準技術規格

表4 各主体の役割

役割	主体	担う機能	具体例
Issuer (発行者)	行政機関 事業者	電子署名付きの VC を発行する主体。 発行した VC の真正性を検証するための公開鍵・失効リストを公開。	【行政が Issuer】保育士資格証 VC (都道府県発行)、医師免許証 VC (厚労省発行)、建築士免許証 VC 【事業者が Issuer】在職証明 VC (所属・雇用区分・就業期間)、配置証明 VC (職種・専任兼務・FTE)、役割権限証明 VC
Holder (保有者)	従事者 本人	Issuer の VC を DIW に保管し、必要に応じて Verifier に選択開示で提示。 権限移譲 (Delegation) も可能。	保育士 A が保育所 X への就職時に資格 VC と前職在職証明 VC を選択提示 兼務先保育所 Y には資格番号・有効期間のみ選択開示 (氏名非開示)
Verifier (検証者)	事業者 行政機関	提示された VC の電子署名を検証し、真正性・有効性を確認。 検証結果を従事者レジストリに記録。	【事業者が Verifier】採用時の資格 VC 検証、配置基準充足確認 【行政が Verifier】認可審査時の職員配置 VC 検証、監査時の検証済データ確認

4.4.3 選択開示と権限移譲

選択開示 (Selective Disclosure) とは、VC に含まれる情報のうち、検証に必要な最小限の項目のみを開示する仕組みです。例えば、保育士資格 VC には「氏名」「生年月日」「資格番号」「資格種別」「発行機関」「有効期間」が含まれますが、兼務先施設での配置基準確認においては「資格種別」「有効期間」のみを開示し、「氏名」「生年月日」を非開示とすることが可能です。これにより個人情報最小化原則を実現します。

権限移譲 (Delegation) とは、Holder が自身の代わりに特定の検証・確認を行う権限を他者に委任する仕組みです。例えば、保育士 A が保育所 X の人事担当者に「資格更新時の VC 再取得と有効期間確認」を委任できます。委任には、委任対象、委任先、有効期間、撤回可能性、監査記録の条件を付します。

4.4.4 従事者レジストリの運用フロー

DIW と連携した従事者レジストリの運用フローは以下の 6 ステップで構成されます。

表5 従事者レジストリの運用フロー

ステップ	主体	操作	詳細
①VC 発行	Issuer (行政/事業者)	資格・在職・配置等の VC を電子署名付きで発行	行政が保育士資格 VC を発行、事業者が在職証明 VC を発行 → 従事者の DIW に格納
②VC 提示	Holder (従事者本人)	DIW から必要な VC を選択開示で提示	就職時に資格 VC + 前職在職証明 VC を提示 (選択開示により必要項目のみ)
③VC 検証	Verifier (事業者)	電子署名を検証し真正性・有効性を確認	資格 VC の真正性・有効期間を暗号的に検証 検証結果を「従事者レジストリ」として記録
④レジストリ保持	事業者	検証結果を従事者レジストリに保持	「保育士 A : 資格番号〇〇、有効期間〇〇～〇〇、検証日〇〇、配置 : 0 歳児クラス専任」を記録
⑤行政への提示	事業者→行政	行政手続に必要な従事者データを提示	認可申請・監査時に検証済 VC 情報を提示 行政は Verifier として妥当性を確認

ステップ	主体	操作	詳細
⑥変更・失効管理	Issuer/Holder	資格失効・異動等のイベント管理	資格失効時：行政が VC を失効リストに登録 異動時：在職 VC を更新→CW-04 で関連制度に通知

4.4.5 メタ・カタログ／クロスウォークとの関係

DIW 連携における従事者レジストリのデータは、本構想の MC および CW の枠組みと以下のように接続されます。

- ・識別メタ (MC-04)：従事者の DID (分散型識別子) を外部識別子として登録し、制度内従事者 ID・資格番号等との対応を CW-01 (ID クロスウォーク) で管理します。
- ・更新責任メタ (MC-05)：VC 発行の Issuer、保管の Holder、検証の Verifier の役割分担を更新責任メタに記録します。
- ・履歴メタ (MC-06)：VC 発行日、検証日、失効日、更新日等のイベントを履歴メタに記録します。
- ・利用制約メタ (MC-07)：選択開示の範囲、権限移譲の条件を利用制約メタに記録します。
- ・イベントクロスウォーク (CW-04)：資格失効、異動、兼務開始・終了等のイベントを、関連する制度台帳への更新通知として連鎖させる。

4.4.6 段階的導入の考え方

DIW 連携の導入は以下の段階を想定します。

Phase 1 (初期段階)：外部資格台帳との API 連携 + 照会トークン管理を中心に構成します。従事者レジストリは、行政台帳への照会結果 (資格有効性、照会日時、結果可否等) を保持する形で運用します。

Phase 2 (中期段階)：行政機関が Issuer として VC の発行を開始します。保育士資格証、建築士免許証等の主要資格を対象に、VC 形式での資格証明発行と、事業者による VC 検証の仕組みを段階的に導入します。

Phase 3 (将来段階)：事業者が Issuer として在職証明 VC・配置証明 VC を発行し、従事者本人の DIW で一元管理される体制に移行します。従事者レジストリは、VC の検証結果として構成されるようになり、行政機関・事業者双方が Verifier として VC の真正性を暗号的に確認します。

4.5 ID とクロスウォーク

従事者 ID も制度ごと・事業所ごとに異なる番号体系で管理されているため、一挙に統一することは現実的ではありません。そのため、事業所 ID と従事者 ID の組合せを制度内の一意キーとしつつ、横断的な同一人物判定には、氏名、生年月日、資格番号、保険証番号、雇用保険番号等を組み合わせた名寄せが必要となります。特に、転職等によって従事者 ID が変わる場合には、資格発行機関で一意に管理される資格番号やその異動履歴が、同一人物把握の有力な手掛かりとなります。

但し、従事者の横断参照は資格番号のみで行うのではなく、氏名、別名、旧姓、生年月日、所属期間、配置情報、資格番号等を組み合わせた信頼度付き名寄せを採用するものとします。信頼度が一定閾値以下となる場合には人手確認を前提とし、機械推定結果を正式根拠として単独利用しない運用とします。

4.6 確認・照会機能

従事者レジストリには、同一人物推定スコアを伴う横断検索、資格確認、配置重複チェック、本人照会、公開ビュー生成等の機能が必要です。

また、DBS 等の機微情報を含む制度との連携にあたっては、ネガティブ情報そのものを配布するのではな

く、照会トークン、照会日時、有効期限、結果可否等の最小限のメタデータのみを扱うことが望ましいと考えられます。

従事者情報は全体として個人情報に該当するため、取扱者には厳格な認証・認可と監査が不可欠です。従事者情報が個人情報として厳格な制御を要する一方、配置基準確認、資格確認、重複配置確認などの行政実務では制度横断参照の必要性が高いという、相反する要請に対応するものです。

そのため、確認・照会機能は、本人限定照会、行政限定照会、目的限定照会を基本とし、利用者属性に応じてマスキングや返却項目を制御することが必要となります。

また、照会ログは後日の監査や本人開示に耐えるよう、不可変で記録されなければなりません。

将来的に DIW モデルを採用する場合、確認・照会機能は、行政台帳を直接検索するだけでなく、本人が提示した属性証明を検証する機能へと拡張されます。

従事者レジストリの確認・照会機能についても、初期段階では台帳参照と照会トークン管理を中心に構成しつつ、将来的には本人が必要な属性だけを提示し、行政や事業所がそれを検証できる構造へ発展可能な設計としておくことが望まれます。

5. メタ・カタログ要件

5.1 メタ・カタログ整備の基本的考え方

MC は、データの所在・内容を説明するデータの目録で、どこに何があるかを管理する台帳です。各制度台帳に分散して存在する情報について、「どこに、何が、どの法令・制度目的の下で、誰の責任により、どの条件で管理されているか」を、機械可読かつ人間可読な形で記述するための基盤です。現時点では、制度単位では整合している情報であっても、制度横断で見た場合には、情報の意味、正本性、利用条件、更新責任、履歴の位置づけが利用者にとって明確ではないことが、照合・再利用・説明責任の確保を困難にしています。MC は、このような課題に対し、分散した正本を前提としながら、情報の意味と参照可能性を明示する“意味の地図”として機能する必要があります。

本構想における MC は、DCAT 系メタデータの考え方を踏まえつつ、データセット発見のための標準的記述に加え、制度台帳・項目・正本性・更新責任・履歴・利用制約までを管理する行政データの意味管理基盤となります。これにより、制度差を消去することなく、制度差を明示した上で、横断検索・参照・説明可能性を向上させることを目指します。

表6 メタ・カタログの管理カテゴリ

MC 番号	カテゴリ	管理内容	具体例（保育分野／建築分野）
MC-01	制度メタ	制度名、所管機関、根拠法令、制度目的	保育所設置認可（児童福祉法）／建築確認（建築基準法）
MC-02	データセットメタ	台帳名、正本／副本、更新頻度、管理主体、提供形式	保育施設台帳（正本、年次・随時更新）／建築確認台帳（正本、申請都度更新）
MC-03	項目メタ	項目名、定義、コード体系、単位、粒度、算定規則	保育所「定員」／建築物「延床面積・有効面積」
MC-04	識別メタ	制度内 ID、外部基盤 ID、参照キー、名寄せ候補キー	施設認可番号、法人番号／建築確認番号、ABR 住所コード
MC-05	更新責任メタ	起票主体、正本更新主体、確認主体、通知先	施設管理者→所管課→関係制度所管／建築主→建築主事→消防・関係部署
MC-06	履歴メタ	有効期間、変更イベント、変更前後値、変更理由	定員変更、管理者変更／用途変更、設計変更、完了検査
MC-07	利用制約メタ	公開区分、利用目的制限、監査要件、同意／委任要否	施設名・所在地の公開、従事者情報の行政限定／建築計画概要書の一部公開、図書の非公開

5.2 MC-01 制度メタ

MC-01（制度メタ）は、各情報項目や各台帳が、どの制度・法令・条例・通知・要綱の下で存在しているのかを明示するためのメタデータです。

制度メタには、制度名称、根拠法令名、条項 URI、版情報、施行日、適用開始日、失効日、経過措置、所管官庁、関連制度、審査主体、制度目的等を含める必要があります。

保育分野の具体例としては、制度名称は認可保育所制度、所管官庁はこども家庭庁、根拠法令名は児童福祉法第 35 条、などとなります。

5.3 MC-02 データセットメタ

MC-02（データセットメタ）は、各制度台帳や業務台帳について、その台帳名、制度上の位置づけ、正本/副本の別、更新頻度、管理主体、提供形式、参照手段、公開範囲等を記述するためのメタデータです。制度横断参照においては、値の内容だけでなく、どの台帳が正式な根拠となるか、どの形式で取得可能か、どの程度の鮮度を期待できるかを明示する必要があるため、データセットメタはメタ・カタログの基本構成要素となります。

保育分野の具体例としては、台帳名は認可保育所台帳、正本/副本区分は正本、更新頻度は随時（届出受理時）、管理主体は区市町村などとなります。

5.4 MC-03 項目メタ

MC-03（項目メタ）は、項目名、説明、定義、データ型、単位、粒度、値域、コード体系、同義語、制度別表現、正規化先、版情報等を記述します。

とりわけ建築・保育分野にまたがる面積、用途区分、年齢区分、配置区分等については、単位や型だけでなく、どの基準版・どの計算ルールで導かれた値かまで保持する必要があります。

これにより、制度横断で数値や状態を比較する際に、単純な値比較ではなく、意味比較が可能となります。

保育分野の具体例として、同じ「定員」であっても施設定員、年齢別定員、一時預かり枠等で意味が異なるため、粒度・算定規則を記録する必要があります。また、項目名が保育室面積の例では、定義は乳児室・ほふく室・保育室の有効面積、単位は㎡で建築と共通ですが、算定は内法計算（壁芯ではない）と異なっています。

5.5 MC-04 識別メタ

MC-04（識別メタ）は、制度内 ID、外部基盤 ID、参照キー、名寄せ候補キー等を管理するためのメタデータです。事業所については制度内事業所 ID、法人番号、住所 ID、建物 ID 候補、許認可 ID 等を、従事者については制度別従事者 ID、資格番号、氏名表記群、生年月日、所属期間等を対象とします。単一識別子への統一を前提としない本構想において、識別メタは、制度横断参照のための複合参照モデルを支える中核要素となります。長期の運用が前提となるため、識別メタの ID としては、ID に意味を持たせない設計が望ましいと考えられます。

保育分野では施設認可番号と法人番号、建築分野では建築確認番号と ABR 住所コード、不動産 ID 候補等で識別します。そのため、名寄せには所在地＋施設名称＋法人番号などを組み合わせる必要があります。また、従事者では、保育士登録番号や建築士免許番号に加え、氏名ゆらぎや旧姓を補助キーとして保持します。

5.6 MC-05 更新責任メタ

MC-05（更新責任メタ）は、各情報項目について、誰が一次責任を負い、誰が補助的に更新し、どの契機で更新が発生し、どの周期・期限で現行化されるべきかを記述するメタデータです。

更新契機、提出期限、報告周期、鮮度 SLA、未更新アラート条件、通知先等を含めることで、制度横断参照時に「最新と見なしてよいか」を判断しやすくします。

保育分野の具体例として、施設管理者が管理者変更届を起票し、所管課が正本を更新し、上位自治体が確認します。通知先としては、ここ de サーチなどがあります。

5.7 MC-06 履歴メタ

MC-06（履歴メタ）は、有効期間、変更イベント、変更前後値、変更理由、発生日、届出日、確認日、適用基準版、根拠文書、発生源台帳等を管理するためのメタデータです。現状では、変更届や報告書により情報は更新されるものの、変更前後の情報は様式単位で保持されることが多く、施設単位または従事者単位での時系列把握が容易ではありません。このため、本構想では、更新情報を単なる上書きではなくイベントとして保持し、制度横断で履歴照会可能な構造を採ります。

保育分野では、定員変更、園長変更、運営主体変更等を変更前後値付きで保持します。

（例えば、有効期間は 2024/4/1～、変更イベントは定員変更、前値→後値は 90 人→100 人など）

5.8 MC-07 利用制約メタ

MC-07（利用制約メタ）は、各データ項目・各証憑・各 API について、誰が、どの目的で、どの条件の下で利用可能かを記述するメタデータです。公開区分、利用目的制限、法的根拠、認可スコープ、本人同意要否、委任要否、返却可能項目、再提供可否、保存期間、監査要件、レート制限¹⁰等を保持し、API や画面表示における返却制御の基礎とします。とりわけ従事者情報や機微性の高い照会結果については、利用制約メタと認可基盤を整合的に設計することが不可欠です。

保育分野では、施設名・所在地・定員等は公開可能性がある一方、従事者個人情報や適格性照会結果は行政限定情報として扱う必要があり、アクセスログの保持が必要になります。

¹⁰ レート制限：システムへの問い合わせが短時間に集中して負荷がかかりすぎないように、一定時間あたりの問い合わせ回数に対して設定する上限

6. クロスウォーク要件

6.1 クロスウォーク整備の基本的考え方

CW は、制度ごとに違う ID や項目の“つなぎ方・読み替え方”を定め、制度横断で検索・照合・連携できるようにするための橋渡しルール、仕組みです。事業所については制度横断の共通識別子が存在せず、同一施設の判定に名称や所在地等の属性情報を用いる必要があること、従事者についても、施設間・自治体間を横断した一意識別や異動追跡が困難であることが示されています。

従い、CW は単なる変換表ではなく、制度横断連携のための知識基盤として設計される必要があります。

表7 クロスウォークの種類

CW 番号	種類	内容	例
CW-01	ID クロスウォーク	制度内 ID と外部基盤 ID 等の対応	施設 ID ↔ 建物 ID ↔ ABR 住所コード、従事者 ID ↔ 資格番号 ↔ DID
CW-02	項目クロスウォーク	項目定義の対応・変換	保育室面積（内法） ↔ 延床面積（壁芯）、施設名称 ↔ 建物名称
CW-03	状態クロスウォーク	制度ごとの状態の対応	申請中 ↔ 受付済、認可済 ↔ 検査済証交付
CW-04	イベントクロスウォーク	変更イベントの対応と連鎖	代表者変更、移転、資格失効、休廃止

6.2 CW-01 ID クロスウォーク

CW-01（ID クロスウォーク）は、制度別の台帳 ID 相互の対応関係をつける仕組みです。

事業者については法人番号がもっとも有力な共通識別子であり、既に制度横断での利用が進んでいます。

これに対し、事業所については制度ごとに施設番号、許認可番号、建築確認番号、消防同意番号等が付与されており、同一事業所であっても制度ごとに異なる識別体系の下で管理されています。このため、CW-01 には、制度別 ID、法人番号、住所 ID、地番、不動産 ID、建物 ID 候補、許認可 ID 等を相互に対応づける仕組みが必要となります。

従事者についても同様に、制度・事業所ごとに別の番号体系が用いられているため、従事者 ID だけでは横断追跡ができません。従事者の CW-01 には、制度別 ID、資格番号、生年月日、氏名表記群、保険証番号や雇用保険番号等の補助キーとの対応関係を保持し、制度横断での同一人物候補を導出可能とする必要があります。

保育分野では施設認可番号と法人番号、施設住所、ABR 住所コードを組み合わせると同一施設候補を導出します。建築分野では建築確認番号、建物 ID 候補、消防同意番号、地番を紐づけます。例えば、保育所認可番号「13-〇〇〇-△△」 ↔ 建築確認番号「第〇〇〇〇号」 ↔ ABR 住所コード「131010001001」 ↔ 法人番号「1234567890123」のような対応により、これらが同一施設を指すことを対応付けることが可能です。従事者については、制度・事業所ごとの従事者 ID に対し、資格番号、生年月日、氏名表記群、DID¹¹等の補助キーを対応づけます。

¹¹ DID : Decentralized Identifiers (分散型識別子)。ブロックチェーンなどの分散型ネットワーク上で生成・管理される、個人や組織を一意に特定するための ID を指します。中央(例えば政府)のデータベースや ID プロバイダー (Google 等) に依存せず、誰でも自分自身で生成可能な特徴を有します。

6.3 CW-02 項目クロスウォーク

CW-02（項目クロスウォーク）は、制度ごとに異なる項目名、意味、単位、粒度、コード体系を相互に対応づける機能です。

現状分析では、子育て分野において、法人名、代表者名、施設名、所在地等の基本情報でさえ様式ごとに記載方法が異なり、年齢区分や役職名称なども制度により表現差があることが課題として示されています。建築分野でも、用途区分、設備区分、検査項目等が法令や条例に応じて異なる表現体系を持っています。

例えば、保育所台帳の「保育室面積」（内法計算） ↔ 建築確認台帳の「延床面積」（壁芯計算）の対応では、変換規則は内法=壁芯×0.85（目安）のようになります。また、保育所台帳の「設置者」 ↔ 建築確認台帳の「建築主」の対応では、同一法人を指す同じ項目の表記が異なります。

このため、CW-02（項目クロスウォーク）では、標準語彙、制度別項目名、同義語、旧称、コード値、単位、粒度レベル、変換ルール、変換不可条件等を保持する必要があります。具体例として、保育分野の「定員」「年齢別受入枠」、建築分野の「保育室面積（内法）」と「延床面積（壁芯）」の対応、施設名称と建物名称の対応等が挙げられます。

6.4 CW-03 状態クロスウォーク

CW-03（状態クロスウォーク）は、制度ごとに異なる進捗状態、審査状態、施設状態、資格状態等を、相互に読み替え可能な形で整理する機能です。

現状では、申請中、受付済、審査中、可決、却下、認可済、更新中、休止、廃止等の状態が制度・台帳ごとに異なる語彙や粒度で保持されています。

保育分野では、申請段階、運営開始後の報告段階、変更届段階で状態が分かれ、建築分野では確認申請、着工、工事中変更、完了検査、定期報告などの段階ごとに異なる状態が存在します。例えば、保育所認可制度の「認可済」 ↔ 建築確認制度の「検査済証交付」 ↔ 消防同意の「同意済」については、表現は異なるもののそれぞれ対応付く情報として整理される必要があります。また、保育所認可制度の「申請中」 ↔ 建築確認制度の「確認申請中」も、表現は異なるものの対応付が必要です。

このため、状態クロスウォークでは、制度別状態値、標準状態モデル、適用期間、発生条件、通知対象等を整理する必要があります。

6.5 CW-04 イベントクロスウォーク

CW-04（イベントクロスウォーク）は、制度ごとに異なる変更事象を相互参照可能な形で整理するための機能です。対象には、代表者変更、所在地変更、移転、開設、変更、休止、廃止、資格失効、資格更新、再登録等を含みます。制度横断連携においては、値の一致・不一致だけではなく、「何が起きたか」「どの制度上の変更として扱われたか」を対応付けることが重要であるため、CW-04はCW-01～CW-03と並ぶ独立要素として管理します。

保育分野では、法人登記で「代表者変更」が発生 → 保育所認可台帳への「変更届」が必要 → 建築確認台帳の「建築主変更届」も必要 → ここ de サーチの「公表情報更新」も必要、と言う連鎖関係があります。このような連鎖をイベントクロスウォークで管理し、自動通知→確認→更新のワークフローを実現します。

各CW-04レコードには、完全一致だけでなく、部分一致、包含関係、非互換等も説明可能とします。また、CW-04の結果は、更新通知機能、履歴照会機能、監査ログ機能と連携し、制度横断での変更把握と説明責任の確保に資するものとします。

6.6 代表者変更時の5ステップ連動例

MCとCWは、独立した機能ではなく、連動して動作します。以下に、「認可保育所の代表者が変更された場合」を例として、両者がどのように連動するか以下5ステップの連動を示します。

ステップ1：起票

事業者が代表者変更届を起票します。MC-05 更新責任メタに基づき、起票主体、提出期限、通知先を参照します。

ステップ2：正本更新

所管制度台帳で代表者情報を更新します。MC-02 データセットメタに基づき、どの台帳が正本か、更新頻度、提供形式を確認します。

ステップ3：識別・項目対応

CW-01 で代表者変更の対象となる制度別 ID・法人番号・許認可 ID を対応付け、CW-02 で代表者氏名や肩書の制度別表現差を吸収します。

ステップ4：イベント連鎖通知

CW-04 に基づき、代表者変更イベントを関連制度（保育、建築、消防、公開情報、審査ワークフロー等）へ通知します。MC-06 履歴メタに変更前後値、発生日、確認日、根拠文書を記録します。

ステップ5：利用制約に応じた反映

MC-07 利用制約メタに基づき、外部公開ビューでは代表者名の公開要否を判定し、内部業務ビューでは関連証憑・監査ログまで参照できるよう制御します。

6.7 名寄せルール

名寄せルールは、制度横断で同一事業所・同一従事者を特定するために、どのキーの組合せを用い、どの閾値で一致とみなすかを定義するものです。但し、施設移転、名称変更、同一建物内の複数施設、従事者の転職、旧姓変更等があるため、自動的な完全一致判定には限界があります。

このため、名寄せルールには、キー項目、重み付け、閾値、優先順位、ルール ID、適用版、手動確認要件、除外条件等を含める必要があります。

6.8 信頼度評価

信頼度評価は、CW や名寄せの結果が、どの程度の確からしさを持つかを利用者が判断できるようにするための仕組みです。CW 結果には、一致・不一致だけでなく、名寄せスコア、出典元、正本確認有無、更新鮮度、根拠文書有無、機械推定／人手確認区分等の信頼度指標を付与する必要があります。

これにより、利用者は、ある制度横断照合結果について、参考情報として使えるのか、正式根拠とするには追加確認が必要かを判断できるようになります。

7. 機能への要件

7.1 機能要件の基本的考え方

許認可施設の設立準備段階から、登録申請・審査、更新・変更申請・審査、廃止申請までのライフサイクルにおいて、申請者は同一内容の情報を複数の様式・窓口に繰り返し記載し、審査者は制度ごとに分かれた台帳、紙・PDF 添付資料、各種図書を突き合わせて確認しています。

特に、施設情報と建物情報の対応確認、従事者資格の有効性確認、変更履歴の追跡、公開可能範囲の判断、法令改正後の基準差の扱いなどは、担当者の知見と手作業に大きく依存しています。

検索、参照、履歴確認、更新通知、証憑確認、監査ログ、API 等の機能は、そのような業務の利便性を高める役割として重要であり、制度横断での確認・説明・再利用を支えることが必要となります。

7.2 検索

検索機能は、制度横断で必要な情報の所在と関連性を発見可能にするための基本機能です。このため、検索機能は、名称検索だけでなく、法人番号、事業所 ID、所在地、地番、建物 ID、確認番号、確認年月日、許認可 ID、資格番号、従事者名、生年月日、状態、期間等を組み合わせた複合検索を可能とする必要があります。

また、検索結果には、対象データの識別情報に加え、制度メタ、正本情報、更新時点、利用制約、信頼度評価を付与することが求められます。これにより、利用者は単に「情報を発見した」というだけでなく、「何の制度文脈の情報か」「何を正本として参照すべきか」「どの範囲まで利用可能か」を判断できるようになります。

7.3 参照

参照機能は、検索によって発見された情報について、その意味、根拠、正本、適用基準、更新責任、関連証憑等を、利用権限に応じて確認できるようにする機能です。現状では、制度ごとの台帳や様式に情報が閉じており、ある項目がどの法令・どの基準版に基づいているのか、どの台帳が正本であるのか、何を見れば正式な裏付けが取れるのかを、担当者が個別に判断しています。このため、参照機能では、項目定義、制度メタ、正本メタ、根拠法令、関係証憑、公開レベルを一体的に提示することが必要です。

また、必要に応じて正本台帳の API、画面、原票、証憑メタデータへ遷移可能とし、値そのものだけでなく、根拠・責任・適用基準版を確認できるようにすることが望ましいです。これにより、制度横断参照の結果を、そのまま正式根拠と混同することなく、必要時には正本確認へ到達できる構造を実現します。

7.4 履歴確認

履歴確認機能は、事業所・従事者に関する変更情報を時系列で再構成し、「いつ、何が、どの根拠で、どのように変わったか」を説明可能にする機能です。

履歴確認機能では、変更イベント、変更前後値、変更理由、発生日、届出日、確認日、根拠文書、適用基準版、発生源台帳等を紐づけて表示できる必要があります。

履歴確認が可能になることで、審査担当者は現況だけでなく経緯を踏まえた判断ができるようになり、申請者も自らの更新・届出履歴を確認しやすくなります。

7.5 更新通知

更新通知機能は、正本側で発生した変更イベントを関係主体に共有し、制度間での情報鮮度を維持するための機能です。変更イベント種別、対象主体、発生日、変更理由、通知先、通知方法、再試行条件等を管理し、通知手段により連携できることが望ましいと考えられます。

対象イベントには、代表者変更、所在地変更、移転、開設、変更、休止、廃止、資格失効等を含めるものとし、通知先には関係制度所管、所属事業者、審査機関等を含めます。これにより、制度横断での変更把握を、人手依存ではなくイベント管理により補助することが可能となります。

7.6 証憑確認

証憑確認機能は、紙・PDF に依存してきた添付書類や図書類について、その真正性、所在、再利用可能性を管理するための機能です。

このため、証憑確認機能では、文書種別、発行主体、発行日、対象 ID、有効期限、原本ハッシュ、電子署名、OCR 抽出項目、構造化可否、検証結果等のメタデータを管理し、どの証憑がどの審査・確認に使用できるかを明示する必要があります。

7.7 監査ログ

監査ログ機能は、誰が、いつ、どの情報に、どの目的・権限の下でアクセス・更新・照会したかを不可変に記録し、事後的な説明責任と適正利用統制を担保する機能です。

監査ログには、利用者 ID、所属組織、利用目的、法令根拠、認可スコープ、操作種別、対象データ、返却項目、実行時刻、結果、異常有無等を記録する必要があります。

特に、従事者情報や適格性確認等の機微情報については、照会そのものを監査対象とする必要があります。

7.8 API

API は、検索、参照、履歴確認、更新通知、証憑確認、監査等の各機能を、機械可読な仕様に基づいて提供するための実装手段です。

このため、API は OpenAPI¹² / AsyncAPI¹³ / JSON Schema¹⁴等により仕様を公開し、データ契約として責任分界、改訂ルール、SLA/SLO、利用条件を明示することが求められます。

また、API は認証・認可と不可分であり、利用者属性、目的コード、公開レベル、返却項目制御等と連動しなければなりません。

7.9 インセンティブ設計要件

運用定着を促進させ、積極的に情報の更新・有効性の確認維持を促すために、以下 4 つのインセンティブ・メカニズムを機能要件(Function Requirement – Incentive : FR-INC)として定義します。

FR-INC-01 行政手続連動型インセンティブ

レジストリ上で検証済みの事業所・従事者情報を、申請・変更届・報告等の行政手続入力画面に再利用可能とし、審査時の入力省力化と記載誤り低減を実現します。検証済属性には出典、検証日時、有効期限を付与します。

FR-INC-02 ワンスオンリー還元型インセンティブ

一度提出・検証した証憑や属性について、利用制約の範囲内で再提出を不要とします。申請者・事業者には「再利用可能項目一覧」「再提出不要理由」「不足項目」を明示し、手続負荷低減を利用者便益として可視化し

¹² OpenAPI: Open API Specification (OAS)。API の設計・管理のため、RESTful API の構造、エンドポイント、パラメータ、レスポンス形式を YAML や JSON で記述する機械可読な標準フォーマット。

¹³ AsyncAPI: 非同期 API を記述するための仕様。

¹⁴ JSON Schema: REST API などでも取り取りする JSON データのスキーマを定義する言語。

ます。

FR-INC-03 公開信頼スコア型インセンティブ

公開可能な事業所情報について、正本確認の有無、更新鮮度、証憑整備状況、監査適合状況等から信頼スコアを算出し、外部公開ビューや業務ビューに表示します。これにより、利用者にとっての比較可能性・信頼性を高めます。researchmap¹⁵の運用により、研究者が自ら各種登録情報を更新することが科研費申請に連動する例などが参考になります。

FR-INC-04 イベント駆動自動更新型インセンティブ

代表者変更、所在地変更、資格失効、異動等のイベントを契機に、関連制度へ自動通知または更新候補生成を行います。更新候補には、対象制度、根拠イベント、影響項目、確認可否を付し、関係主体の追従更新を支援します。

¹⁵ researchmap: 科学技術振興機構(JST)が運営する研究者が業績を管理・発信できるようにすることを目的とした、データベース型研究者総覧。

8. 運用・ガバナンス要件

8.1 権限

事業所レジストリおよび従事者レジストリを運用する際、各制度台帳に保持される情報の性質が一様ではなく、公開可能な情報、行政機関間でのみ共有可能な情報、本人または当該事業者に限定して参照可能な情報、行政内部でのみ利用すべき情報が混在していることを前提に、権限制御を設計する必要があります。このため、権限管理は、データセット単位ではなく、項目単位、文書単位、利用目的単位でアクセスを制御できる構造とする必要があります。

認証・認可においては、利用者属性、利用目的、項目単位の権限、公開/非公開ビュー、本人同意、委任関係、失効/取消を含めて取り扱う必要があります。特に従事者情報については、本人同意の要否、委任関係、照会可能期間、返却可能項目、保存期間、監査要件を利用制約メタと整合的に管理しなければなりません。また、資格確認や適格性確認のような機微性の高い照会については、結果可否や照会トークン等の最小限の情報のみを参照する構造を優先すべきです。

8.2 監査

監査要件は、レジストリが提供する検索、参照、照会、更新、通知等の全機能に共通する基盤要件であり、誰が、いつ、何を、どの法令根拠・利用目的で、どの範囲まで参照または更新したかを後から説明可能にするための仕組みとする必要があります。また、事業所情報や従事者情報が制度ごとに分散しており、また紙・PDF等の非構造資料への依存も強いいため、どの情報を根拠として判断が行われたかを追跡しにくい課題があります。さらに、個人情報や行政内部情報、建築図書のような制限情報を扱う場面では、適正利用の担保そのものが信頼の前提となります。このため、監査ログはレジストリの付随機能ではなく、制度横断連携を成立させるための必須条件として扱う必要があります。

監査ログには、利用主体 ID、所属、利用目的コード、法令根拠、アクセス対象エンティティ、アクセス対象項目、処理種別（検索・参照・更新・通知受信等）、処理日時、結果ステータス、参照件数、参照した正本または証憑の識別子を含める必要があります。特に、従事者情報や適格性確認のような機微情報では、「照会した事実」そのものが管理対象となるため、結果内容だけではなく、照会の発生自体を不可変に記録しなければなりません。また、事業所情報についても、建築確認関連資料のように公開レベルが混在する情報では、どの公開ポリシーに基づいてどの項目の情報が提供されたかを記録できることが必要です。これにより、後日の監査、本人開示、苦情対応、事故調査において、単に「見た・見ない」ではなく、「なぜその範囲が見えたのか」を説明できるようになります。

監査ログの保全については、改ざん困難性と長期保存性を確保する必要があります。現状分析報告書では、行政手続において長期間の履歴把握が必要となること、建築分野では建物が数十年単位で利用されること、制度変更や定期報告の周期が長期に及ぶことが示されています。したがって、監査ログも短期的なシステム運用ログではなく、制度運用の説明責任を支える長期記録として扱い、保存期間、保存媒体、検索性、証跡性をあらかじめ設計しておく必要があります。さらに、例外処理、差戻し、インシデント、トラブル履歴等も、単なる運用メモではなく、データ品質や信頼性に関わるメタ情報としてメタ・カタログや変更管理と紐づけて管理することが求められます。

加えて、監査は事後的な検証のためだけでなく、予防的統制にも資するよう設計すべきです。すなわち、特定の主体による大量照会、想定外の時間帯の参照、許容範囲を超える返却項目要求、短期間の繰り返しアクセス等を検知し、異常な利用パターンを早期に把握できるようにすることが有効です。制度横断連携は利便性向上と引き換えにアクセス可能範囲が広がるため、事前の権限制御に加え、事後・準リアルタイムの監視による二重の統制を設けることで、現状分析で示された「必要な共有はしたいが、過剰な共有や悪用は防がねばならない」という要請に応えることができます。

8.3 正本更新責任

正本更新責任については、「誰が起票し、誰が正本を更新し、誰が確認し、誰に通知するか」を対象ごとに明確化する必要があります。事業者基本情報については、事業者が起票し、法人登記・法人ベース関連の所管が正本更新主体となり、手続受理機関が確認し、関連制度所管へ通知します。事業所基本情報については、事業者または施設管理者が起票し、各制度所管台帳が正本更新主体となり、審査機関が確認し、関係制度所管へ通知します。従事者資格については、本人または資格発行機関が起票し、資格台帳所管が正本更新主体となり、資格発行機関または行政が確認し、所属事業者・関係制度へ通知します。従事者配置については、事業者または施設管理者が起票し、制度台帳または業務台帳が正本更新主体となり、審査機関が確認し、関係制度所管へ通知します。

表8 更新責任の整理例

対象	起票主体	正本更新主体	確認主体	通知先
事業者基本情報	事業者	法人登記・法人ベース関連の所管	手続受理機関	関連制度所管
事業所基本情報	事業者／施設管理者	各制度所管台帳	審査機関	関係制度所管
従事者資格	本人／資格発行機関	資格台帳所管	資格発行機関／行政	所属事業者・関係制度
従事者配置	事業者／施設管理者	制度台帳または業務台帳	審査機関	関係制度所管

このように更新責任を分解して明示することにより、制度横断参照時に、どの値を最新とみなしてよいか、誰に照会すべきか、どの変更イベントを通知すべきかを判断しやすくなります。更新責任メタは、鮮度 SLA、提出期限、報告周期、未更新アラート条件等とあわせて管理することが求められます。また、データ鮮度維持のためには制度的に義務化することなども手段として検討する必要があります。

8.4 公開範囲

公開範囲は、制度横断連携において最も慎重を要する論点の一つです。現状分析では、建築分野において、建築計画概要書のように利用目的を問わず閲覧可能な情報がある一方で、図面、構造計算書、設備図等は個人財産、知的財産、セキュリティ上の理由から公開対象とされていないことが示されています。また、こども関連分野では、施設情報の公開ニーズが存在する一方、従事者情報や適格性照会結果等の機微情報は厳格な保護が必要です。このように、単一の制度資料の中にも公開可能な要素と公開困難な要素が混在しているため、公開範囲は制度単位ではなく、データの性質、利用主体、利用目的、法令根拠に応じて多層的に定義しなければなりません。

本構想では、第一に、法人番号、商号・名称、本店所在地、公開可能な事業所住所、公開連絡先等のような非個人の公的基礎情報は、オープンデータとして再利用可能な範囲で提供することができます。第二に、登記簿の詳細情報、行政目的で利用される許認可・認定情報等の行政限定情報は、目的コード、強い認証、監査ログを前提として、行政機関間または権限ある関係主体のみに提供します。第三に、自社の申請履歴、審査ステータス、アクセス履歴等の本人限定または事業者本人限定情報は、本人照会や透明性確保の観点から厳格な認証のもとで提供します。第四に、行政内部評価、リスク情報、調査結果、内部メモ等の行政内部限定情報は、外部非公開を原則とし、最小権限かつ法令根拠がある場合のみ参照可能とします。

公開範囲の実装にあたっては、原資料をそのまま公開・非公開に二分するのではなく、項目ごとの切り出しとビュー生成を前提とする必要があります。たとえば、建築関連資料であれば、所在地、用途、構造、階数、延床面積、確認年月日、確認番号等は公開可能性がある一方、詳細平面図、防犯設備、構造計算の詳細、個人名を含む記載等は非公開とすべき場合があります。同様に、事業所情報についても、施設名や所在地は公開し

ても、内部審査メモや評価情報は公開できません。従事者情報については、外部公開は原則認めず、行政利用や本人照会に限定するのが基本となります。したがって、MCには、各項目・文書について公開レベル、公開根拠、提供条件、マスキングルール、保存期間、再提供可否を登録し、API側ではそのメタデータに基づいて参照内容を制御する必要があります。

また、公開範囲の定義は、一度決めて終わるものではなく、法改正、社会的要請、セキュリティリスク、利活用需要の変化に応じて見直しが必要となります。現状分析報告書でも、建築分野における窓口閲覧制度のように、法制度が「現地閲覧前提」で構成されている領域があり、単純なオンライン公開への置換は制度上・運用上の課題を伴うことが示されています。このため、現行制度との整合を保ちつつ、まずは公開可能な範囲の構造化と再利用性向上から着手し、将来的な制度改正や公開形態の高度化に対応できるよう、段階的な拡張余地を持たせることが適切です。

8.5 都の役割

広域自治体の中核として東京都の役割は、本構想全体の成否を左右する論点です。現状分析では、事業者データベースの整備やワンスオンリー志向の取組が既に進められている一方で、事業所情報や従事者情報については、各局・所管課・区市町村・関係機関が個別に名簿や台帳を保有しており、制度横断での整合・照合・再利用が難しいことが課題となっています。また、子育て分野、建築分野のいずれにおいても、情報の正本は各制度台帳に存在し、都がそれを一元的に集約して保有することは、法的位置づけ、運用負荷、更新責任、公開統制の観点から必ずしも現実的ではありません。このため、都の役割は、データ本体の集中管理者ではなく、分散した正本を前提に、制度横断連携を成立させるための共通ルールと信頼基盤を提供する主体として整理するのが適切と考えられます。

具体的には、第一に、MCの整備主体として、どの台帳にどの情報があり、誰が責任を持ち、どの法令根拠に基づき、どの頻度で更新され、どの公開範囲で利用されるかを明示する役割を担います。第二に、CWおよびスキーマ/辞書ライブラリの整備主体として、制度間で異なるID体系、項目定義、コード体系、状態表現、イベント仕様の対応関係を整理し、将来の接続可能性を高める役割を担います。第三に、参加者の登録、認証、認可ポリシー配布、監査といった信頼のガバナンス主体として、都内データスペースにおける接続ルールを定める役割を担います。この役割分担により、既存台帳の置換を前提とせず、各局、区市町村、外郭団体、民間事業者が、都が提供する共通ルールのもとで相互接続できる環境を整えることが可能となります。

さらに、単に仕様書やルールを示すだけでなく、段階的導入を推進する実装上の牽引役を果たす必要があります。保育分野では施設の新設・変更手続における多重提出削減、建設分野では技術者や施設・建物情報の照合、自動化余地のある確認業務等が想定されます。都は、共通のメタ項目、参照キー、API仕様、監査要件、公開レベルの設計を主導し、実際の制度運用に耐えるかを検証しながら、対象分野を拡大していくことが期待されます。

また、都は国施策との整合を図る接続点としての役割も重要です。法人番号、住所ABR、不動産ベース・レジストリ、GビズID、Jグランツ、子育て関連基盤等、国が整備するベース・レジストリや共通基盤は、都の制度横断連携にとって不可欠な参照元・接続先となります。他方、都には都条例や地域固有の運用が存在し、国の標準だけでは吸収できない差異もあります。このため、都は、国の基盤をそのまま利用するだけではなく、国の共通識別子・共通基盤を土台としつつ、都固有の制度差・条例差・運用差をメタデータとルールで吸収する中間層を担う必要があります。これにより、国の標準との整合を確保しながら、都内の実務に適合した制度横断連携を実装することが可能となります。

9. 本報告書のまとめ

本構想の特徴は、正本を既存台帳に残したまま、広域自治体が MC、CW、認証・認可、監査という共通層を提供する点にあります。これは、現状分析報告書で示された「制度単位では整合しているが、制度横断では再利用しにくい」という現在のデータ構造に対し、巨大な統合 DB ではなく、分散参照型のアーキテクチャで解決を図ることを軸としています。この考え方に立てば、広域自治体はすべてのデータを抱え込む必要はなく、むしろ制度ごとに存在する正本の意味と所在を明確化し、必要な範囲で信頼してつなぐためのルールと基盤を提供する主体として機能することが期待されます。

本構想は以下の 6 つの点に要約できます：

- ① 事業所・従事者レジストリの未整備問題は、概念・定義・責任・履歴・制約の未整備に本質があります。
- ② 現行運用へ影響を与えないという前提の下では、採るべき構造は統合 DB ではなく、既存制度台帳を正本とした MC+CW 方式です。
- ③ 事業所については所在地・建物・施設・制度レコードを、従事者については本人・資格・所属・配置・役割を分離した構造を採るべきです。
- ④ インセンティブ設計要件（FR-INC-01～04）と DIW 連携の段階導入により、制度横断の利便性向上と個人情報保護の両立を図ります。
- ⑤ 段階導入の第一候補は、子育て・保育分野と建築・消防分野です。前者は施設情報・人員配置・給付・監査の横断性が高く、後者は建物情報の正本性が高いため、事業所メタとクロスウォークの実証に適しています。
- ⑥ 過去の事業所ベース・レジストリ中断の教訓を踏まえ、最初から単一概念・単一 ID を前提とせず、制度差を明示した上で相互運用性を設計する必要があります。

MC+CW 方式の利点は投資効果が明らかな業務を対象にスモールスタートが可能な点にあります。MC、CW に挙げた各要件についても将来的には全て必須になる項目ですが、根拠法令、更新責任主体、有効期間など法令・制度上必須の項目に加えて、住所 ID、建物 ID、資格番号など、費用対効果の明らかな項目から実装することで、円滑な初期導入を実現できます。一方、将来に亘る大きな構想であることに鑑み、最初のステップから十分な投資前提で設計が必要な点にも注意が必要です。

以上により、申請者にとっては、同一情報の再提出や説明負担の軽減、事業者・本人による透明性の向上、行政側にとっては、照合・確認・監査の効率化、審査の説明可能性向上、制度横断の業務改善が期待できます。さらに、法改正や制度変更、国基盤との接続、対象分野の拡大にも段階的に対応できます。運用・ガバナンス要件は、制度横断で安全かつ継続的に運用可能な行政基盤とするための前提条件です。それは、技術要件の補足ではなく、制度横断連携を実際に成立させるための中核要件であり、将来の拡張性と持続可能性を担保するうえでも重要です。

<機能要件報告書 了>

参考文献

全般

[デジタル庁「ベース・レジストリ」](#)

[デジタル庁「政府相互運用性フレームワーク（GIF）」](#)

[デジタル庁「メタデータ導入実践ガイドブック（DS-469）」](#)

[e-Gov 法令検索](#)

（以下、初出の記載項目文献を記載）

2.1 事業者／事業所／従事者の階層構造

[国税庁「法人番号とは」](#)

[デジタル庁「アドレス・ベース・レジストリ」](#)

[地域サービス・データモデル・ガイドブック](#)

2.2 正本、メタ・カタログ、クロスウォーク、連携基盤の関係

[デジタル庁「新しいデータ体系について」](#)

3.1 管理対象（事業所レジストリ）

[地域サービス・データモデル（建物・施設・事業所モデル）](#)

[国交省「建築計画概要書」様式](#)

3.4 更新・履歴（事業所）

[国交省「建築確認等手続きの電子化」](#)

4.1 管理対象（従事者レジストリ）

[個人情報保護法](#)

[PPC ガイドライン（行政機関等編）](#)

[PPC 事務対応ガイド（行政機関等向け）](#)

[EUDI Wallet ARF](#)

[EU Digital Identity Wallet 技術仕様](#)

4.2 必須メタ項目（従事者）

[G ビズ ID](#)

4.6 ID とクロスウォーク（従事者）

[こども性暴力防止法関連資料（犯罪事実確認・本人通知・情報管理）](#)

7.6 証憑確認

[国交省「建築計画概要書」様式](#)

7.8 API

[OpenAPI](#)

[AsyncAPI](#)

[JSON Schema](#)

8.2 監査

PPC 事務対応ガイド